

国公立高等学校等奨学のための給付金 【新入生向け】前倒し給付の受給申請手続きについて

前倒し給付の制度概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けられるよう、府内に在住する新入生の授業料以外での教育費の経済的負担を軽減するために、希望者に対して奨学のための給付金の一部を4～6月相当分として前倒しで支給します。(返済の必要はありません。)

前倒し給付の要件

令和2年4月1日時点において、p.1「国公立高等学校等奨学のための給付金」の①～⑤の要件をすべて満たしていることが必要です。

前倒し給付の申請に必要な書類

前倒し支給を受けようとする新入生の保護者等は、「前倒し給付用」と書かれた受給申請書に下記の書類を添付して学校の定める期日までに提出してください。下記の区分については、p.2の【給付金額】をご参照ください。

- ア 生活保護受給証明書の原本(生業扶助の記載・世帯全員の氏名・生年月日・続柄のあるもの) (注1) 【区分1】
- イ 保護者等(親権者全員)の課税証明書等 (注2) と、生徒本人の健康保険証の写し 【区分2及び3】
- ウ 兄弟姉妹の健康保険証の写し 【区分3】
- エ 次の条件に該当する兄弟姉妹がいる場合、兄弟姉妹の在学証明書 【区分3の場合で、該当するとき】
 - ・ 3 a の高等学校等に在学する兄姉が23歳以上であるとき
 - ・ 3 b の兄弟姉妹の内、弟妹が通信制の高等学校等に在学しているとき
- オ 給付金振込先口座の通帳等の写し 【いずれの区分の場合も必要です】

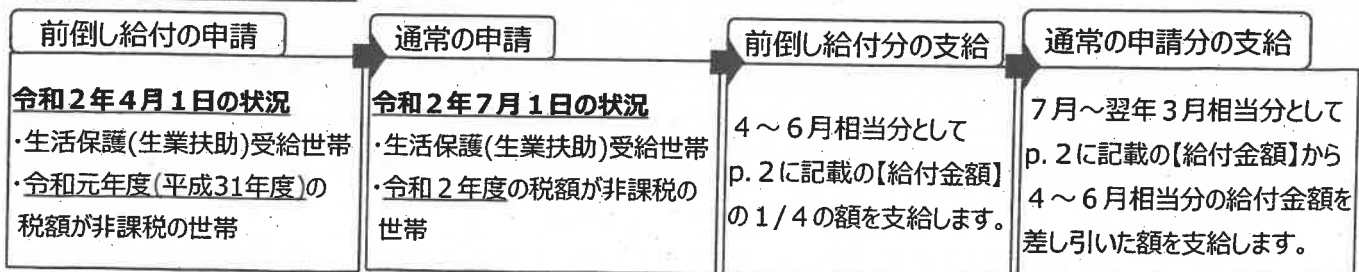
(注1) 上記のアとエについて、令和2年4月1日以降に発行されたもの

(注2) 上記のイについて、課税証明書等は令和元年度(平成31年度)のもの。課税証明書は全部事項が記載された原本

- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請書を学校に提出した際に、マイナンバーを提出した方が課税証明書(又は非課税証明書)を省略することはできません。
- ※ 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請書を学校に提出した際に、アの生活保護受給証明書の原本、又は、イの課税証明書等を添付された方は省略できます。
- ※ ただし、配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等は必要です。

前倒し給付の流れと給付金額

●前倒し給付を申請する場合



前倒し給付申請を行った場合でも、7月～翌年3月相当分は7月の通常の申請が別途必要です。

●前倒し給付を申請しない場合

通常の申請と同じです。p.1～2をご覧ください。

前倒し給付の申請期限

申請書類に記載しています。

前倒し給付の申請先

学校事務室に提出してください。

前倒し給付の支給時期

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、9月末までに指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺します。

学校からのお知らせ

- 「前倒し給付」の要件に該当し、「前倒し給付」申請を希望される方は、至急申請書を事務室へ取りに来てください。

お問い合わせ先

●大阪府立阿倍野高等学校 事務室

電話：06-6628-1461

FAX：06-6628-4082

●大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

電話：06-6941-0351(代)

FAX：06-6946-1141

●府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

●大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>